

京地裁総第99号

平成28年2月18日

山中理司様

京都地方裁判所長 小久保 孝 雄



司法行政文書の開示についての通知書

1月25日付け（同月26日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

- 1 提供する司法行政文書の情報
沿革史（片面で4枚）
- 2 提供の実施方法
写しの送付

（担当）総務課 電話075（257）9128

沿 革 史

年 月 日	概 要
明治	
5. 10. 7	太政官布告により京都府庁内に京都裁判所設置
5. 11. 14	管内に淀及び園部の二区裁判所設置
6. 6. 25	京都裁判所を京都御所建礼門前有栖川宮旧邸の仮庁舎に移転
9. 2. 17	西本願寺境内に京都裁判所支庁設置
9. 7. 5	管内に第一区裁判所（本庁内）及び第二区裁判所（下京花園町）設置 なお、淀区裁判所を第三区裁判所と、園部区裁判所を第四区裁判所と改称
9. 9. 13	京都裁判所が廃止され、新たに京都府及び滋賀県（若狭国及び越前国敦賀郡を含む。）を管轄する京都地方裁判所設置
9. 9. 20	豊岡県廃止により丹後国及び丹波国天田郡が京都地方裁判所の管轄となる。
9. 11. 14	管内に、新たに大津、宮津の二支庁と京都、伏水、大津、彦根、海津、園部、宮津の七区裁判所設置
10. 9. 18	海津区裁判所が廃止され、小浜区裁判所設置
11. 9. 19	新たに福知山及び敦賀の二区裁判所設置
12. 6. 25	彦根区裁判所を京都地方裁判所彦根支庁とし、彦根区裁判所併置
12. 12. 8	京都地方裁判所を閑院宮旧邸の仮庁舎に移転
13. 7. 12	京都地方裁判所を仮庁舎から京都市上京区25組榎屋町、桑原町、柳4丁目、菊屋町の新庁舎に移転
14. 4. 30	若狭国及び越前国敦賀郡が金沢地方裁判所の管轄となる。
14. 7. 29	若狭国及び越前国敦賀郡が再び京都地方裁判所の管轄となる。
15. 1. 1	各裁判所の名称、位置及び管轄区域の改正により、滋賀県、若狭国及び越前国敦賀郡は管轄外となり、京都府内に、京都、園部及び宮津の三始審裁判所と上京、下京、伏見、園部、福知山及び宮津の六治安裁判所設置 なお、京都始審裁判所に京都重罪裁判所併置
16. 1. 10	各裁判所の名称、位置及び管轄区域の改正により、京都始審裁判所及び同宮津支庁と京都、伏見、園部、宮津及び福知山の五治安裁判所となる。
16. 9. 22	園部治安裁判所庁舎新築竣工
16. 12. 8	伏見治安裁判所庁舎移築完成移転
19. 1. 31	宮津支庁庁舎新築竣工
20. 9. 25	福知山治安裁判所庁舎新築竣工

年 月 日	概 要
23. 11. 1	裁判所構成法の施行に伴い、管内に、京都地方裁判所及び同宮津支部と京都、伏見、木津、園部、峯山、舞鶴及び福知山の各区裁判所設立
26. 11. 14	峯山及び舞鶴の各区裁判所の刑事裁判事務を宮津区裁判所が代わって取扱う。
35. 6. 11	峯山区裁判所の裁判事務を宮津区裁判所において取り扱う。
38. 4. 1	伏見区裁判所の裁判事務を京都区裁判所において取り扱い、峯山区裁判所の裁判事務と舞鶴区裁判所の刑事裁判事務を各復活
41. 3. 28	舞鶴区裁判所庁舎新築竣工
44. 12. 10	峯山区裁判所庁舎新築竣工
大正	
2. 4. 5	伏見、木津、園部及び峯山の各区裁判所廃止
6. 7. 20	峯山区裁判所復活
7. 3. 23	園部区裁判所復活
7. 11. 3	京都地方裁判所の庁舎改築のため、京都市上京区竹屋町通り千本東入ル主税町910の仮庁舎に移転
8. 7. 1	京都地方裁判所舞鶴支部設置
11. 7. 9	京都地方裁判所庁舎（本館）を京都市中京区柵屋町、桑原町、柳4丁目、菊屋町合1番地に竣工移転（大正12年3月国有財産台帳登載）
昭和	
2. 3. 7	丹後大震災により峯山区裁判所庁舎倒壊
2. 3. 22	峯山区裁判所の裁判事務を宮津区裁判所で取り扱う。
2. 12. 20	峯山区裁判所庁舎新築竣工
3. 1. 15	峯山区裁判所事務復活
3. 1. 31	京都地方裁判所陪審庁舎竣工
6. 4. 1	園部、峯山及び舞鶴の各区裁判所の事務停止並びに舞鶴支部廃止
7. 12. 25	京都区裁判所調停庁舎竣工
8. 2. 1	園部、峯山及び舞鶴の各区裁判所と舞鶴支部各復活
17. 10. 1	園部及び峯山の各区裁判所の事務停止
21. 6. 20	園部及び峯山の各区裁判所の事務復活
22. 5. 3	裁判所法の施行に伴い、区裁判所が廃止され、管内に、京都地方裁判所を設立し、園部、宮津、峯山、福知山（権限「乙号」）及び舞鶴（権限「甲号」）の各支部を設置。併せて、同各支部に併置の各簡易裁判所と京都、伏見、右京、向日町、木津、宇治、周山、亀岡、久美浜及び綾部の各簡易裁判所設立

年 月 日	概 要
23. 1. 1	家事審判法の施行により，家事審判所を京都地方裁判所内に設置
23. 11. 29	検察審査会法の施行により，京都，宮津，舞鶴及び福知山各検察審査会設置。各裁判所庁舎内に検察審査会事務局が置かれる。
24. 1. 1	裁判所法の一部改正により，家事審判所から京都家庭裁判所に審判事務引継
24. 12. 6	宇治簡易裁判所新庁舎竣工移転
25. 1. 4	伏見簡易裁判所新庁舎竣工移転
26. 6. 30	右京簡易裁判所新庁舎竣工移転
27. 2. 28	綾部簡易裁判所新庁舎竣工移転
27. 8. 29	京都簡易裁判所庁舎新築竣工移転
29. 3. 25	木津簡易裁判所新庁舎竣工移転
30. 1. 1	向日町及び久美浜の各簡易裁判所の民事訴訟事務の取扱停止
30. 3. 1	周山簡易裁判所の名称を京北簡易裁判所と改称
32. 12. 27	京北簡易裁判所新庁舎竣工移転
41. 11. 30	京都地方裁判所及び京都簡易裁判所の公判事務・法廷庁舎新営工事竣工
42. 3. 28	京都地方裁判所園部支部，京都家庭裁判所園部支部及び園部簡易裁判所の合同庁舎新営工事竣工
42. 3. 30	京都地方裁判所及び京都簡易裁判所の庁舎（本館中央棟）改修工事竣工
43. 3. 23	京都地方裁判所福知山支部，京都家庭裁判所福知山支部，福知山簡易裁判所及び福知山検察審査会の合同庁舎新営工事竣工
44. 3. 26	亀岡簡易裁判所新庁舎竣工移転
45. 1. 31	京都地方裁判所宮津支部，京都家庭裁判所宮津支部，宮津簡易裁判所及び宮津検察審査会の合同庁舎新営工事竣工
47. 11. 15	京都地方裁判所舞鶴支部，京都家庭裁判所舞鶴支部，舞鶴簡易裁判所及び舞鶴検察審査会の合同庁舎新営工事竣工
47. 12. 20	久美浜簡易裁判所新庁舎竣工移転
52. 6. 30	京都地方裁判所峯山支部，京都家庭裁判所峯山支部及び峯山簡易裁判所の合同庁舎新営工事竣工移転
54. 3. 15	宇治簡易裁判所庁舎新営工事竣工
56. 3. 27	右京簡易裁判所庁舎新営工事竣工
57. 9. 10	向日町簡易裁判所の事務を京都簡易裁判所に移転
58. 3. 20	伏見簡易裁判所庁舎新営工事竣工

年 月 日	概 要
58. 3. 28	綾部簡易裁判所新庁舎竣工移転
61. 3. 25	向日町簡易裁判所庁舎新営工事竣工
61. 4. 1	向日町簡易裁判所から京都簡易裁判所への事務移転を解除 向日町簡易裁判所の民事訴訟事務の取扱復活，併せて京都，伏見， 右京，宇治及び亀岡の各簡易裁判所を被統合庁とした交通切符事件 の処理庁となる。
62. 3. 25	京都地方裁判所及び京都簡易裁判所の庁舎内部改修工事竣工
63. 6. 15	木津簡易裁判所の事務を伏見簡易裁判所に移転
63. 5. 1	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の改正により，京北， 久美浜及び綾部の各簡易裁判所廃止。併せて，京都地方裁判所峯山 支部及び峯山簡易裁判所を京都地方裁判所峰山支部及び峰山簡易裁 判所と改称
63. 12. 15	亀岡簡易裁判所新庁舎竣工移転
平成	
元. 3. 24	木津簡易裁判所庁舎新営工事竣工
元. 3. 31	木津簡易裁判所から伏見簡易裁判所への事務移転の解除
2. 4. 1	地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の改正により，京都地方裁 判所峰山支部が廃止され，峰山支部の管轄区域は宮津支部の管轄と なる。 各支部につき権限甲号，乙号の区別が廃止され，園部支部における 合議事件に関する事務は本庁において，宮津支部及び福知山支部に おける合議事件に関する事務は舞鶴支部において取り扱うものとさ れる。
8. 9. 2	庁舎新営に伴い，京都簡易裁判所（刑事部を除く。）仮庁舎（「春 日棟」旧京都市立春日小学校）で執務開始
9. 4. 1	庁舎新営に伴い，京都地方裁判所，京都簡易裁判所（刑事部）仮庁 舎（現敷地内）で執務開始
13. 7. 23	庁舎完成に伴い，京都地方裁判所，京都簡易裁判所及び京都検察審 査会は，新庁舎（現敷地内）で執務開始
13. 11. 30	京都地方裁判所，京都簡易裁判所及び京都検察審査会庁舎新営工事 竣工
16. 11. 1	峰山簡易裁判所の名称を京丹後簡易裁判所と改称
18. 2. 13	本庁101号法廷改修等工事（裁判員用法廷に改修）
20. 12. 17	京都地・簡裁庁舎改修工事（裁判員用法廷増設等）